

秋穂町弘報

發行所 秋穂町役場 電話二九八四
社長 田中 廣
編輯 橋本 淳
印刷 橋本 淳

師走の風が身にしみて來ました。昭和二十六年の新しい門出のためにお互は過ぎ去つた年を振り返つてみて、反省し合ひ私共の郷土秋穂を清浄、明朗、住み良い、そして誰からも愛される處として躍進させるように心掛けて行きたいと思ひます。

◆「國勢調査」統計係

十月一日現在で行はれました國勢調査は皆様の御協力によつて無事終りました。本町の世帯數、人口は次の通りです

部 落 名	世帯 數	人 口	男 子	女 子
大河内北	48	194	100	94
大河内南	33	136	72	64
天中	30	120	64	56
濱中	25	100	54	46
北條	18	72	40	32
中條	15	60	32	28
井南	12	48	26	22
濱内	10	40	22	18
小濱	8	32	18	14
赤日	7	28	14	14
金日	6	24	12	12
西金	5	20	10	10
先西	4	16	8	8
中先	3	12	6	6
花中	2	8	4	4
花中	1	4	2	2
加屋	1	4	2	2
東加	1	4	2	2
上海	1	4	2	2
本上	1	4	2	2
園本	1	4	2	2
岸本	1	4	2	2
茂本	1	4	2	2
江津	1	4	2	2
南江	1	4	2	2
北江	1	4	2	2
道江	1	4	2	2
香江	1	4	2	2
香江	1	4	2	2
町江	1	4	2	2
町江	1	4	2	2
町江	1	4	2	2
町江	1	4	2	2
町江	1	4	2	2
町江	1	4	2	2

町 名	世帯 數	人 口	男 子	女 子
中材	104	414	226	188
下野	63	252	136	116
東田	60	240	126	114
天田	60	240	126	114
宮且	48	192	104	88
西且	48	192	104	88
黒北	30	120	64	56
黒南	30	120	64	56
計	378	1488	804	684

防火のしるべ その日その日が 防火デー

警防係

いよいよ十二月になり、火災の多い月とされて、防火の日、その日、その日が防火デーです。防火デーとは、毎年、年の暮には全體的に火災の多い月とされて、防火の日、その日、その日が防火デーです。防火デーとは、毎年、年の暮には全體的に火災の多い月とされて、防火の日、その日、その日が防火デーです。

▲アルコール、揮發油類など引火しやすい物は火氣を取扱う場所又は暴風地震の場合危険だから棚の上に置かないこと
▲熱灰を木製の容器に入れてはならない。必ずふたのある壺又は罎に納めること
▲子供、マツチやライター等をもて遊ばさぬこと
▲風のある日は焚火や塵埃の燒却は見合せること
▲こたつに人が居ないときはふとんをあけて空氣の通る様にする。外出の時は殊に危険である

▲外出する時は火鉢の火には灰をかけ座敷の中央に置き水の入つたヤカンをかけて置くこと
▲大切な物は一まとめにして置く
▲撤出場所や避難場所を予定して置くこと
▲風向や四圍の状況を考えて、いざいざ一箇所宛を定めて置くこと
▲防火水槽は直接火氣を取扱う場所の近くに配置して満水し時々水を交換すること
▲平素から全員に非常の持場を定めて置くこと
▲異様な臭氣及煙や家の内外でこげくさい臭又はバチ／＼の音を聞いた時は夜中でも飛び起きて火場を確認すること
▲火を使つた人があと始末をするに以つて火の氣を完全に消さねばならない
▲定められた場所以外で喫煙しない様又屋外では吸がらを完全に踏み消すこと
▲附近の水源地や井戸の位置を知りその附近に障害となるものを置かないこと
▲火災を見つけたら外に出て大聲で、聲が出ぬ時は金だらいやバケツをたき早く多くの人へ知らせ早く消火に協力する様努めること

◆「主食の配給制度」食糧係

「主食の配給制度」食糧係
が、か、は、り、ま、す

▲コタツからの火は夜具ぐるみ引拘えて外に出すこと
▲早く消防団に知らせること
▲場合火元の部落と判り易い目標の東側とか北隣りとかを云う
▲油や薬品の火災に水をかけると大きくなるので土砂若しくは灰を振りかけるか或はねれムシロかフトン類をもつて覆うこと
▲煙ほど火は大きいものでないから消火器やバケツの水で始の中、皆が協力して思ひ切りふんとうして小火のうちに消すよう努むること
▲水をかけるには成るべく火に接近して燃える物体にまよめて叩きつける。炎や煙にかけてはきき目が無い。又天井へ燃え上りかけた火はその火さきをねらつて水をかける。下の火は流れ落ちた水で自然に消える
▲近所で火事騒ぎがあつたら水の入つたバケツか又は消火器をさげて火元に協力すること
▲いすれにせよ火災は用心が第一で焼けて泣くより笑つて用心であり焼くも焼かぬも用心一つである

いいます。は今年の十月三十一日までにはすべて民間経営に移され、さしあたり現在の食糧配給公團の直営配給所代位配給所及び舊米屋さんのうち地方食糧管團や米穀共同組合にその配給施設を譲渡した者を優先的に小賣販賣業者甲として都道府縣知事は業者登録をします。その数はいままでの配給所の數を超えない範囲内で業者登録をしますが優先権のある人が申請した場合すべてその數だけ業者登録します。この小賣販賣業者甲が來年の二月末日まで配給の仕事をするわけですが、來年の一月十五日から一週間自分が配給してらおうとする小賣販賣業者甲を自分で選んで登録します。
登録の方法は縣知事の定める登録所（大体役場が登録所となる予定）に行つて自分が登録しようとする小賣販賣業者甲の登録台帳を各個人別に住所氏名を書きハンをおします。
そして立候補者の名を登録期間前に町役場の掲示板などに掲示します。この登録の結果小賣販賣業者甲は知事が定めた最低登録保有數以上（秋穂町は二五〇）以上の登録を受けなくてはなりません。この登録を受けた者は知事から業者として登録を受けます。この小賣販賣業者甲は三月一日から配給の仕事をはじめ一年間は登録を受けた者に配給をし、又登録した者はその小賣販賣業者甲から買わなければなりません。
（一）
主要食糧の内パン生めん及びゆでめんを除く主食を取扱う小賣販賣業者（小賣販賣業者甲と

一日から一週間に登録先の小賣販賣業者甲の登録替をするこ...

パン生めんゆでめん乾めん小麥粉... (一)

旅行者用船員用個人用勞務加配... (三)

お話しした主要食糧購入通帳に對しては配給を行つて...

米麥などの生産者又は其の者... (六)

食糧配給公團のオロシウリ機能... (五)

食糧配給公團のオロシウリ機能... (四)

食糧配給公團のオロシウリ機能... (三)

昭和二十五年産米

(含雜穀) 補正割當

Table with columns: 郡、村、町、割當量、超過供出、超過供出の割當量. Lists regions like 宮西東中中中下祇浦屋中花中先西金日赤小濱井中北濱天大大河 and their respective rice production and distribution figures.

計 黒 瀧 瀧 宮 西 東 中 中 下 祇 浦 屋 中 花 中 先 西 金 日 赤 小 濱 井 中 北 濱 天 大 大河 内 内 北

Table showing rice production and distribution figures for various regions, including '計' (total), '黒瀧', '瀧', '宮', '西', '東', '中', '下', '祇浦', '屋中', '花中', '先', '西', '金山', '日赤', '小濱', '井中', '北濱', '天神', '大河', '内北'.

作つて戴く様御願ひします

Table with columns: 部 落 名, 生 産 量. Lists regions and their production volumes.

編輯部から御願ひ 弘報に對する御意見を 御遠慮なくとし、御 送り下さい